

団体総合生活保険の 2024年10月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2024年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしく願い申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認ください、ご不明な点や詳細につきましては代理店または弊社までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

1 新たに販売する補償

補 償	改 定 項 目	概 要
こども傷害補償	「教育継続支援特約」の発売	扶養者が5疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中・肝硬変・慢性腎不全)により入院または在宅療養が必要となり、その状態が一定期間継続した場合に、てん補期間を限度に毎月定額の保険金をお支払いする「教育継続支援特約」を発売します。 毎月定額の保険金をお支払いすることにより、扶養者が病気療養中であっても、習い事等お子様の将来に向けた教育を継続しやすくなるよう支援いたします。

2 主な改定点

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償	
①傷害補償	②賠償・財産・費用に関する補償

変更する補償	改 定 項 目	概 要
○	「個人賠償責任補償特約」の保険料改定および補償拡大	昨今のインフレーションの進行および保険金のお支払実績等を踏まえ、「個人賠償責任補償特約」の保険料を引き上げます(*1)。 また、学校等から貸与されているノートパソコン・タブレット端末等を受託品賠償の補償対象とします(*2)。 (*1)「ゴルフ賠償責任補償特約」または「個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約」がセットされている場合、保険料改定は行いません。 (*2)「個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約」がセットされている場合、既に補償対象です。
○	「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」の保険料改定および引受けに関する規定改定	直近の保険金お支払実績等を踏まえ、「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」の保険料を引き上げます。 また、本特約を保険期間の途中でセットすることおよび削除することを不可とします。

変更する補償		改定項目	概要
①	②		
	○	「ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約」の保険料改定および引受けに関する規定改定	直近の保険金お支払実績等を踏まえ、「ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約」の保険料を引き上げます。 また、保険金額を100万円とするプランについて、新規および更新の販売を停止します。
○		「交通事故傷害危険のみ補償特約」の補償拡大	「交通事故傷害危険のみ補償特約」において、原動機を用いるキックボードを「交通乗用具」に追加し、電動キックボード搭乗中等のケガについて補償対象とします。
	○	「ドローン」の取扱いの明確化	「ラジコン模型」に含めて取り扱っている「ドローン」について、分かりやすさの観点から、保険の対象等に含まれないことを明確化します。 <対象特約> 個人賠償責任補償特約、携行品特約、住宅内生活用動産特約、個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約、携行品特約の一部変更に関する特約、住宅外等追加補償特約
○	○	道路交通法改正に伴う改定	新たなモビリティの定義やその交通方法が整備された道路交通法の改正を踏まえ、「原動機付自転車」の定義や「移動用小型車」「遠隔操作型小型車」の取扱い等を明確化します。 <対象特約> 交通事故傷害危険のみ補償特約、個人賠償責任補償特約、携行品特約、住宅内生活用動産特約、救援者費用等補償特約、弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)、トラブル対策費用補償特約、住宅外等追加補償特約

このご案内は、2024年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

07E1-GJ05-23020-202405